

自殺対策推進会議運営要領

〔平成 20 年 2 月 6 日〕
内閣府特命担当大臣（自殺対策）決定

（会議の運営）

1. 「自殺対策推進会議」（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関しては、「自殺対策推進会議の開催について」（平成 20 年 1 月 31 日自殺総合対策会議決定）に定めるもののほか、この運営要領に定めるところによる。

（議事の整理）

2. 座長は、会議の議事を整理する。座長に事故があるときは、座長代理が会議の議事を整理する。

（配布資料等の扱い）

3. 座長が、会議の議事要旨を公表する際は、会議において配布された資料も併せて公表する。ただし、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、配布資料を非公開とすることができる。

（議事録の公表）

4. 議事録の公表は、内閣府ホームページその他の適当な方法により行うものとする。

（雑則）

5. その他会議の運営に関し必要な事項については、内閣府自殺対策推進室長が定める。